

愛知県の融資制度 (平成29年4月1日現在。利率等は年度途中でも改定することがあります。)

制度名	小規模企業等振興資金		一般事業資金	中小企業組織強化資金	制度名	経済環境適応資金	
	通常資金	小口資金 【責任共有制度対象外】				再生・事業承継支援資金	
融資対象者	従業員数が50人(商業・サービス業は30人)以下の会社、個人、企業組合、医療法人、NPO法人	従業員数が20人(商業・サービス業 ^注 は5人)以下の会社、個人、企業組合、医療法人等 (注:宿泊業及び娯楽業は20人)	中小企業者	(株)商工組合中央金庫(以下、「商工中金」)の融資対象資格がある組合	融資対象者	(1)愛知県中小企業再生支援協議会(以下、「再生支援協議会」)の支援を受けて再生計画を策定した中小企業者 (2)再生支援協議会の支援を受けて、産業競争力強化法に基づく中小企業承継事業再生計画の認定を受けた中小企業者 (3)再生支援協議会等の指導又は助言を受けて作成された事業再生計画に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者(国の全国統一制度である「事業再生計画実施関連保証」の対象)	(1)事業承継前に、事業承継計画を策定し、計画の実行に取り組む中小企業者 (2)事業承継後に、事業承継を契機とした経営状況等の変化に対応するため、事業計画を策定し、計画の実行に取り組む中小企業者 (3)中小企業経営承継円滑化法に基づく認定を受けた中小企業者
資金使途・融資限度額	設備資金・運転資金 5,000万円	設備資金・運転資金 1,250万円 (申込額を含め保証協会保証付き融資残高が1,250万円以内であること。)	設備資金・運転資金 2億円	運転資金 3億円 (転貸の場合は1組合員3,000万円)	認定等	要(1)(2)再生支援協議会、(3)再生支援協議会等)	一部要(3)県中小企業金融課)
融資期間・利率 ※融資期間1年を除き、1年以内の据置可能。	3年 年1.3% 5年 年1.4% 7年 年1.5% 10年 年1.6%(設備のみ)	3年 年1.1% 5年 年1.2% 7年 年1.3%	1年 金融機関所定(固定)(運転のみ) 3年 年1.4% 5年 年1.5% 7年 年1.6% 10年 年1.7%(設備のみ)	1年 商工中金所定	資金使途・融資限度額	設備資金・運転資金 1億円	設備資金・運転資金 2億8,000万円
担保・保証人	保証協会所定	保証協会所定	保証協会所定	商工中金所定	融資期間・利率 ※1年以内の据置可能。	7年 年1.6%(運転のみ) 10年 年1.7%(設備のみ)	金融機関所定(固定) 3年 年1.4%以内 5年 年1.5%以内 7年 年1.6%以内 10年 年1.7%以内(設備のみ)
信用保証	要	要	要	—			

制度名	経済環境適応資金									
	サポート資金				パワーアップ資金			※【金融機関提案型】 については別紙一覧参照		創業等支援資金 【責任共有制度対象外】
	セーフティネット 【責任共有制度対象外】	経営あんしん	経済対策特別 (平成30年3月31日まで)	条件変更改善				設備投資促進枠 (平成30年3月31日まで)	クラウドファンディング活用促進枠	協調推進枠
融資対象者	全国的に業況が悪化している業種を営み売上げが減少している企業など、中小企業信用保険法第2条第5項第1号、第2号、第5号、第6号の認定を受けた特定中小企業者	(1)最近3か月間の月平均売上高が、前年同期の月平均売上高に比べて3%以上減少している中小企業者 (平成30年3月31日まで) (2)県認定倒産事業者に対して売掛金等の債権が50万円以上ある中小企業者又は県認定倒産事業者との取引額が全取引額の20%以上の中小企業者 (3)中小企業信用保険法第2条第5項第7号、第8号の認定を受けた特定中小企業者	最近3か月間の月平均売上高総利益額(粗利益)が前年同期又は2年前同期の月平均売上高総利益額に比べて3%以上減少している中小企業者 (注)売上高総利益額=売上高-売上原価	返済条件の緩和を行っている既存の信用保証付き融資を借り換え、金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者 (国の全国統一制度である「条件変更改善型借換保証」の対象)	(1)【経営力強化】金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者(国の全国統一制度である「経営力強化保証」の対象) (2)【経営革新計画】中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の承認を受けた中小企業者 (3)【経営力向上】中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けた中小企業者 (4)【新技術導入・研究開発、先端技術設備導入】新技術の導入や研究開発、先端技術設備の導入を行う中小企業者 (5)【事業転換】事業転換を実施する中小企業者 (6)【環境・省エネ】①環境負荷低減設備を導入し、省エネに取り組む中小企業者 ②現在地又は移転先(県内)で公害を防止するために必要な施設等の設置及び改善等を行う中小企業者 (7)【防災】防災のための施設等の設置等を行う、又は事業継続計画(BCP)を策定、実施する中小企業者 (8)【商店街】活性化モデル商店街の指定を受けた中小企業者又は指定を受けた団体に所属する中小企業者 (9)【観光】観光振興のためのイベントや設備投資を行う中小企業者 (10)【改善計画】労働力確保法に基づく改善計画の認定を受けた中小企業者 (11)【カブコム、カブコム、カブコム】の推進を図る、又は県カブコム企業登録を受けた中小企業者 (12)【あいち女性輝きかご】あいち女性輝きかごの認証を受けた中小企業者 (13)【海外展開】海外販路の開拓や海外向け新製品の開発等、海外展開に係る事業に取組み、将来的に県内事業所の事業規模や雇用の維持・拡大を目指す中小企業者(県内事業所の全てを廃止する場合を除く。) (14)【貿易振興】製造業又は卸売業を営む中小企業者で輸出品の製造、加工、集荷又は輸入を行う者 (15)【補助金つなぎ】国や自治体等から、県内の事業に係る補助金の交付決定を受けた中小企業者 (16)【企業立地】①工場適地等に立地しようとする製造業等を営む中小企業者 ②企業立地促進法に基づく企業立地計画、事業高度化計画の承認を受けた中小企業者	一部要 (1)金融機関又は認定経営革新等支援機関、(2)県産業労働部各課、(3)主務大臣、(6)②県環境政策課又は各県民事務所等環境保全課、(8)県商業流通課、(9)(一社)愛知県観光協会、(10)(11)県労働福祉課、(12)県男女共同参画推進課、(16)県産業立地通商課)	機械・装置、工具・器具・備品等の新設、増強、改良又は補修等を行う中小企業者	クラウドファンディングとの連携融資	(株)日本政策金融公庫との協調融資	
認定等(相談先)	要 (各市町村商工担当課)	要 (1)(2)取扱金融機関等、(3)各市町村商工担当課)	要 (取扱金融機関)	要 (金融機関又は認定経営革新等支援機関)				—	—	—
資金使途・融資限度額	設備資金・運転資金 8,000万円	運転資金 (融資対象者(3)の場合、設備資金も可) 8,000万円	設備資金・運転資金 1億円	設備資金・運転資金 2億8,000万円	(1)【経営力強化】 設備資金・運転資金 1億5,000万円 ～(13)【海外展開】 (6)【環境・省エネ】②は、設備資金のみ) (14)【貿易振興】 運転資金 1,500万円 (15)【補助金つなぎ】 設備資金・運転資金 交付決定額以内(保証付限度額は2億8,000万円) (16)【企業立地】 設備資金・運転資金 2億円	設備資金 1億5,000万円	設備資金・運転資金 1億5,000万円	設備資金・運転資金 2,500万円(*3,000万円) (融資対象者①の場合で、1,000万円(*1,500万円)を超過する金額については自己資金の範囲内)		
融資期間・利率 ※融資期間1年を除き、原則として1年以内の据置可能。	3年 年1.1% 5年 年1.2% 7年 年1.3% 10年 年1.4%	3年 年1.2% 5年 年1.3% 7年 年1.4%	3年 年1.2% 5年 年1.3% 7年 年1.4% 10年 年1.5%	10年 年1.5% 13年 年1.6% 15年 年1.7%	金融機関所定(固定) (利率:年率 ◎:設備資金のみ ●:運転資金のみ) <利率表> (1)【経営力強化】 — — — 1.4%以内 1.5%以内◎ — — (※(1)で借換資金の場合) — — — 1.4%以内 1.5%以内 1.6%以内 — — (2)【経営革新計画】 — — — 1.2%以内 1.3%以内 1.4%以内◎ — — (3)【経営力向上】 — — — 1.4%以内 1.5%以内 1.6%以内◎ — — ～(13)【海外展開】 (14)【貿易振興】 1.2%以内◎ — — — — — — (15)【補助金つなぎ】 1.1%以内 — — — — — — (16)【企業立地】 — — — 1.3%以内 1.4%以内 1.5%以内 1.6%以内◎ 1.8%以内◎ (※(6)【環境・省エネ】②は、別途利率補給あり)	金融機関所定(固定) 5年 年1.0%以内 7年 年1.1%以内 10年 年1.2%以内	金融機関所定(固定) 5年 年1.4%以内 7年 年1.5%以内 10年 年1.6%以内(設備のみ)	3年 年1.2% 5年 年1.3% 7年 年1.4% 10年 年1.5% (設備のみ) (据置期間:設備資金の3年は1年以内、5年、7年は2年以内、10年は3年以内、運転資金は1年以内)		

担保・保証人 保証協会所定(ただし、[経営力強化]以外のパワーアップ資金及び再生・事業承継支援資金【事業承継】は保証協会所定又は金融機関所定。)

信用保証 要(ただし、[経営力強化]以外のパワーアップ資金及び再生・事業承継支援資金【事業承継】は選択。)

※無担保信用保証枠の拡大措置
サポート資金【経済対策特別】及び再生・事業承継支援資金【再生】(融資対象者(1)のみ)において拡大措置あり。

◎ 申込み先は、県内の銀行、信用金庫、信用組合、商工中金です。表紙の「取扱金融機関」の欄をご覧ください。一部の資金では、愛知県信用保証協会等へ直接、お申込みができます。<中小企業金融課のWebページ <http://www.pref.aichi.jp/soshiki/kinyu/yushi.html> もご覧ください。>